

港区告示第四百四十四号

定款及び事業計画の変更認可

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十四条第一項の規定に基づき、オリエンタル虎ノ門マンション建替組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のように告示します。

令和五年三月三十日

港区長 武井雅昭

記

一 組合の名称

オリエンタル虎ノ門マンション建替組合

二 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 名称

オリエンタル虎ノ門

(二) 敷地の区域

三 東京都港区虎ノ門三丁目二百一番地三、二百一番地四
施行再建マンションの敷地の区域

四 東京都港区虎ノ門三丁目二百一番地三、二百一番地四
事業施行期間

令和二年四月六日から令和六年八月三十一日まで

五 事務所の所在地及び設立認可の年月日

(一) 事務所の所在地

東京都港区芝五丁目三十番一号

(二) 設立認可の年月日

令和二年四月六日

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
令和五年三月三十日